

金利スワップ取引清算業務における債務負担成立判定に係る基準の一部見直し等に関する制度要綱

2026年7月8日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、新規債務負担の申込みに係る棄却抑制効果の向上を目的として、債務負担成立判定に係る基準の一部見直しを行うほか、清算参加者の利便性向上等を目的として、所要の制度整備を行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 新規債務負担時の債務負担成立判定に係る基準の一部見直し		
(1) 見直しの概要	<ul style="list-style-type: none"> 新規債務負担の申込みに係る棄却抑制効果の向上を目的に、債務負担成立判定に係る基準の一部見直し等を行う。 	
(2) 見直しの内容	<ul style="list-style-type: none"> 債務負担時所要証拠金に足りる額が当社に預託されていない場合であっても清算約定を成立させる基準のうち、想定元本に係る基準を撤廃する。 受託清算参加者が自己取引口座及び委託取引口座を任意の単位で区分し、当社が定める債務負担時所要証拠金不足許容上限額の範囲内で、各区分に対する債務負担時所要証拠金不足許容額（以下「証拠金不足許容額」という。）を割り当てることを可能とする。この場合においては、債務負担要件の確認における債務負担時所要証拠金不足額が証拠金不足許容額以下であるかの確認は、各区分単位で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度では、自己取引口座又は委託取引口座において債務負担時所要証拠金に足りる額が当社に預託されていない場合であっても、当社が定める所定の基準を満たす場合に限り、債務負担が行われる。 見直し後も、取引口座単位で証拠金不足許容額を割り当てることができる。 現在の債務負担時所要証拠金不足許容上限額は、清算参加者あたり 20 億円。 同一区分内の口座に係る債務負担の申込みに対する証拠金不足許容額の適用は、当社に債務負担の申込みが到達した順に行う。 各区分に割り当てられた証拠金不足許容額の合計

項 目	内 容	備 考
2. パッケージ取引に係る債務負担要件の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己取引口座及び委託取引口座の区分又は各区分に割り当てる証拠金不足許容額の変更に係る申告があった場合、翌当社営業日から当該変更を適用する。 ・ 債務負担の申込みに係る棄却抑制や利便性向上の観点から、パッケージ取引の債務負担要件のうち、パッケージ取引に属する適格金利スワップ取引が満たすべき条件を、以下の二点のみに変更する。 <ul style="list-style-type: none"> ①パッケージ取引を構成する適格金利スワップ取引について、当事者が各取引間で同一であること。ただし、パッケージ取引を構成する適格金利スワップ取引について、当事者が清算委託者である場合は、当該清算委託者の受託清算参加者も同一であること。 ②構成するパッケージ取引を特定するための情報が付されていること。 	<p>が、債務負担時証拠金不足許容上限額に満たない場合は、その不足額を自己取引口座が属する区分に対して当社が自動的に割り当てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の変更に伴い、公示文書「パッケージ取引の要件として定める事項について」は廃止する。 ・ 当事者の双方が清算委託者であるパッケージ取引を構成する適格金利スワップ取引については、当該清算委託者ごとに、その清算委託者に係る受託清算参加者が同一でなければならない。 ・ 構成するパッケージ取引を特定するための情報とは、パッケージ取引 I D及びパッケージサイズ（パッケージ取引を構成する適格金利スワップ取引の件数）をいう。
3. 一括コンプレッション成立要件の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括コンプレッションの申込みが行われる日において、当社が速やかに債務負担の申込みに係る通知の受領を再開する観点から、一括コンプレッションの成立要件である日中証拠金の預託確認について、その対象を「すべての清算参加者」から「一括コンプレッションに参加する清算参加者」へ変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度において、当社は、一括コンプレッションの申込みが行われる日の午後1時から午後3時30分の間は、債務負担の申込みに係る通知を受領せず、当該時間帯の途中で、当社が一括コンプレッションの成立を確認した場合に債務負担の申込みに係る通知の受領を再開するものとしている。

項 目	内 容	備 考
4. トライパーティ担保管理サービスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保事務の負荷軽減や担保の効率利用を目的に、代用有価証券の預託及び管理方法として、トライパーティ担保管理サービスを用いる方法を追加する。 ・ 利用可能なトライパーティ担保管理サービス提供会社は、当社が定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トライパーティ担保管理サービスの対象となる代用有価証券の種類は、現行制度と同様、国債証券及びアメリカ合衆国財務省証券とする。 ・ 代用有価証券の代用価格算出のために時価に乗すべき率は現行同様とする。 ・ 金利スワップ清算基金、当初証拠金（清算約定（自己分）に係るものに限る。）又は破綻時証拠金として預託可能とする。 ・ トライパーティ担保管理サービスを用いて預託された代用有価証券については、信託銀行への信託設定を行わない。 ・ トライパーティ担保管理サービスの利用に係る当社からの手数料は設けない。 ・ 施行日時点では Euroclear とする。 ・ トライパーティ担保管理サービスの利用にあたり、清算参加者、Euroclear 及び当社の間で CSA（Collateral Service Agreement）契約の締結が必要となる。

III. 実施時期

2026年10月5日（予定）から実施する。

ただし、トライパーティ担保管理サービスへの対応については、2026年10月5日以後の当社が定める日から実施する。

以 上